

小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例（原案の概要）

小樽市の企業立地優遇制度を充実し、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、「小樽市企業立地促進条例」を改正します。

はじめに

小樽市企業立地促進条例は、市内に工場等を新築する者に対し、固定資産税及び都市計画税の課税を免除することにより、企業の立地を促進し、産業の活性化や雇用機会の拡大を図り、本市経済の発展に寄与することを目的として制定しております。

本市では、この条例に基づき、これまで立地した企業28社に対し、課税免除の優遇措置を行い、企業誘致施策の推進に努めてまいりました。

1 条例改正の必要性

昨今、国内では、長引く円高や原油価格の高騰などにより、海外への企業移転が加速するなど、産業の空洞化の危機に直面しております。また、道内においても、内需の低迷やデフレの長期化等により、企業が新たな設備投資を控えるなど、その経営に大きな影響が出ております。

このように社会や経済の情勢が大きく変化する中、本市においては、より戦略的な企業誘致の推進や、これに加えて既存企業に対する支援策も求められてきております。

このため、本市に進出する企業や既存企業に対する支援制度を拡充し、企業のニーズを捉えた効果的な優遇制度にすることが必要となっております。

2 条例改正の目的

本市では、平成18年から企業立地促進条例を制定し、企業誘致に取り組んでまいりましたが、経済状況の変化により、空き工場等の活用や機械・装置の拡充など、優遇制度に対する企業側のニーズも多様化してきております。

このため、道央圏における企業立地の優位性を確保し、本市に進出する企業や既存企業に対して新たな設備投資を促すことにより、地場産業の活性化や雇用機会の拡大を図ることを目的として、小樽市企業立地促進条例を改正するものです。

3 条例改正の主な内容

改正原案の骨子	内 容
1 工場等の建物や償却資産（構築物、機械・装置等）の増設を課税免除の対象に加える。	既存企業の設備投資の促進と市外への流出を防止するため、工場等の建物や償却資産（構築物、機械・装置等）の増設を行う者に対する支援を行う。
2 既存の建物（中古）を活用し操業した工場等について課税免除の対象に加える。	工場等の誘致や設備投資の促進を図るため、空き工場等を活用し、新たに償却資産（機械・装置）を設置する者に対する支援を行う。
3 償却資産（機械・装置）の増設を課税免除の対象に加える。	既存企業の設備投資を促進し、生産能力の向上を図るため、既存の工場等において、償却資産（機械・装置）を拡充・更新する者に対する支援を行う。
4 課税免除期間を2年から3年に延長する。	道央圏における企業立地の優位性を確保し、今後一層の企業誘致の推進を図るため、課税免除期間を3年とする。
5 課税免除限度額を各年度1億円とする。	市財政への影響等を考慮し、課税免除限度額を設け、各年度1億円とする。

《現行条例の概要》

新築

優遇制度の概要

市内に工場等の建物を新築し操業を開始する者に対し、固定資産税等の課税を免除する。

■対象要件

1 「工場等」に該当する施設(業種)

※日本標準産業分類に定める業種

- ①工場（製造業関連） ※武器製造業を除く。
食料品製造業、金属製品製造業等
- ②物流関連
貨物運送取扱業、倉庫業、卸売業等
- ③試験研究関連
学術・開発研究機関（自然科学研究所）
- ④高度情報処理関連
情報サービス業
- ⑤エネルギー関連
電気業、ガス業、熱供給業
※太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーによる発電を含む。

2 工場等の建物を新築し、操業を開始した者

工場等の建物とその敷地に設置した償却資産（構築物、機械・装置等）の取得価格の合計額が対象範囲となります。（敷地を除く。）

3 工場等の固定資産評価額

固定資産評価額が5,000 万円以上のもの

工場等の建物に新たに設置した償却資産（機械・装置）の取得価格が対象範囲となります。

■課税免除

2年間、100%免除 固定資産税等の免除
（敷地を含む。）

■課税免除限度額 なし

《改正原案の概要》

新設

下線部分が今回見直しを行う箇所です。

優遇制度の概要

市内に工場等の建物を新設し操業を開始する者に対し、固定資産税等の課税を免除する。

■対象要件

固定資産税等とは、都市計画税を含みます。

1 「工場等」に該当する施設(業種)

※日本標準産業分類に定める業種

- ①工場（製造業関連） ※武器製造業を除く。
食料品製造業、金属製品製造業等
- ②物流関連（企業立地法第5条関連業種）
道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業等
- ③学術・開発研究関連
学術・開発研究機関（自然科学研究所）
- ④情報サービス関連
情報サービス業、インターネット付随サービス業
- ⑤エネルギー関連
電気業、ガス業、熱供給業
※太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーによる発電を含む。

2 工場等の建物を新設し操業を開始する者

【新設とは】

- ア 市内に新たに工場等を設置する場合
- イ 市内で既存の建物（中古）を取得し、工場等を設置する場合

3 工場等の取得価格

(1) アの場合

取得価格が5,000 万円を超えるもの

(2) イの場合

取得価格が3,000 万円を超えるもの

■課税免除

(1) アの場合

3年間 100%免除 固定資産税等の免除
（敷地を含む。）

(2) イの場合

3年間 50%免除 固定資産税等の免除
（建物、敷地を除く。）

■課税免除限度額 各年度1億円

《現行条例の概要》

増設の記載なし

償却資産の拡充とは、新たに機械・装置を設置することをいいます。また、更新とは、機械・装置の取替を行うことにより、一定程度の生産能力が増加することをいいます。

工場等の建物とその敷地に設置した償却資産（構築物、機械・装置等）の取得価格の合計額が対象範囲となります。（敷地を除く。）

工場等の建物に新たに設置した償却資産（機械・装置）の取得価格が対象範囲となります。

《改正原案の概要》

増設

増設については、全ての内容を追加することになります。

優遇制度の概要

市内で既存の工場等の建物や償却資産（構築物、機械・装置等）の増設、又は償却資産（機械・装置）の増設を行い、操業を継続する者に対し、固定資産税などの課税を免除する。

■対象要件

1 「工場等」に該当する施設（業種）

対象となる施設（業種）は新設の場合と同じ。

2 工場等の建物や償却資産（構築物、機械・装置等）の増設、又は償却資産（機械・装置）の増設を行い操業を継続する者

【増設とは】

ア 市内で既存の工場等の敷地において、工場等の建物の増築や新たな償却資産（構築物、機械・装置等）の設置を行う場合

イ 市内で既存の工場等において、償却資産（機械・装置）の拡充・更新を行う場合

3 工場等の取得価格

（新たに取得したもので既存部分を除く。）

(1) アの場合

取得価格が3,000万円を超えるもの

(2) イの場合

取得価格が3,000万円を超えるもの

■課税免除

(1) アの場合

3年間 100%免除 固定資産税等の免除
（新たに取得した敷地を含む。）

(2) イの場合

3年間 50%免除 固定資産税の免除
※ただし、取得価格5億円以下のものは、
1社1回限りの利用とする。

■課税免除限度額 各年度1億円